

○路外駐車場設置（変更）届

(1) 設置（変更）届（駐車場法第12条）

《届出書に必要な書類》

設置する際、あらかじめ届出してください。届出は2部必要です。

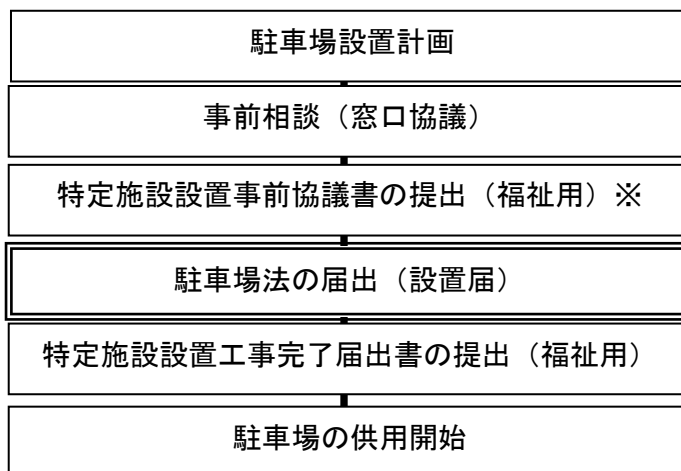
設置（変更）届出に必要な書類

番号	必要書類	縮尺	備考
1	設置（変更）届出書		別紙1（駐車場法施行規則第1条）
2	付近見取図	1/10,000 以上	
3	駐車場配置図	1/200 以上	
4	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条届出書		別紙2（建築物又は建築物特定施設でない路外駐車場のみ）
5	認定書の写し		
	特殊装置設置計画書		別紙3

- ア) 駐車場配置図においては、駐車場の区域、車室の配置、周囲の道路の状況、出入口の大きさ、構造、駐車場内の設備、車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路その他の主要な施設がわかる必要があります。
- イ) 建築物の駐車場の場合は、次の図面も添付してください。（スロープ勾配を必ず記入下さい。）
○平面図（1/200 以上）：駐車場のある階のみで足ります。
○立面図（1/200 以上）：2面以上
○断面図（1/200 以上）：2面以上
- ウ) 一般公共の用に供する部分と、それ以外の部分が混在する場合は、それぞれ色分け等で標示してください。
- エ) 別紙2の届出書については、平成18年12月20日より、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく届出が必要となりましたので、設置届と併せて届出してください。
- オ) 番号5については、平成27年1月1日より、駐車場法施行規則の一部が改正されたことにより、駐車場法施行令第15条に規定される特殊の装置を用いる場合は、設置（変更）届と併せて提出して下さい。

(2) 手続きの流れ

＜届出駐車場を設置しようとする場合＞



※ 特定施設設置事前協議書については、事前相談時に説明しますが、基本は建築物でない届出駐車場の場合、協議が必要となります。

<届出駐車場の内容を変更とする場合>

